

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和7年度（判）第11号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官山田真吾、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金136万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年12月2日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和7年10月1日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、一般貨物自動車運送事業及びロジスティクスセンターの管理運營業務等を目的とするAZ-COM丸和ホールディングス株式会社の従業員であった知人Bから、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、貨物自動車運送事業等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場されていた株式会社C&Fロジホールディングス（以下「C&F」という。令和6年10月9日上場廃止）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を令和6年1月26日に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された同年3月21日より前の同年1月30日及び同年3月14日、C証券株式会社を介し、同市場において、C&F株式合計1000株を、自己の計算において、買付価額合計179万7400円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項、第1項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格3,160円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(3,160円 \times 1,000株) - (1,705円 \times 600株 + 1,936円 \times 400株) \\ = 1,362,600円$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,360,000円となる。